令和８年度　（運動・文化）部活動の方針

課外活動の方針

学校名：　松本市立山辺中学校

目標

(1)対外的な試合等への参加や、長期間の集団活動を継続することを通して、豊かな人間形成をねらう。
(2)生徒の技能と個性の伸長を図り、学校生活を豊かなものにする。

本校の運営方針

・教育活動であり、生徒の自主的参加による活動で、学校職員が指導に当たる。
・校長が認めた外部指導者も指導に当たることができる。

活動時間／活動日

(1)生徒の体力・健康を損なわないように活動することが前提であり、「長野県中学生期のスポーツ文化活動指針」に則って活動を進める。
(2)平日２時間程度の活動とする。休日の活動は行わない。
(3)朝の部活動は実施しない。
(4)放課後の活動時間は時期によって異なる。松本市の日没時刻を参考して完全下校時刻を設定するが、夏場の日没が遅い時期は最長 18:00 までとする。
(5)テスト３日前からテスト当日までの期間は原則活動しない。
(6)１週間の中で、平日に１日完全休養日を設ける。
(7)３年生の活動終了時期は、運動部は中体連に関わる大会やそれに準ずる大会後、吹奏楽部は総合発表会後とする。
(8)部活動顧問は翌月の活動予定表を前月中に必ず決済に通し、校長・教頭・部活動主任の確認を得て予定表は校長・教頭・教務・事務に配布する。様々な事情で上記通りに活動できそうもない場合は、学校長に相談し、判断を委ねる。全職員に連絡し、了解した上で活動を行うようにする。

日没が早い時期の活動時間の確保及び運営について

(1)「日没が早い時期」とは、活動時刻が 17:30 以前となる 10 月～2 月前半の時期。
(2)週 3 日は延長部活動を可とし、完全下校時刻を 18:00 とする。
(3)活動時間や完全休養日は「活動時間／活動日」に準ずる。また、延長部活を行わない日は完全下校までであれば通常部活は実施してもよいが、完全休養日は規定範囲で確保する。
(4)水曜日は一斉に部活動なしとする。
(5)生徒の下校の安全を図るため、日没の早い時期は原則として保護者の迎えとする。
(6)部活動下校の変更に伴い、スクールバスは、一般下校と延長部活動下校に合わせた２便運行を基本とする。ただし、延長部活動にバス通学生がいない場合は１便とする。

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた取組

・スポーツ文化活動運営委員会で外部指導者へ委嘱し、指針の確認をし、保護者会で確認。
・各部とも今年度中に地域展開をする。サッカー部…松本 Norte United　陸上部…まつもと TFC 等　男女バレー部…山辺バレーボールクラブ（仮）男子バスケ部…地域クラブへ　女子バスケ部…サンズバスケットボールクラブ　卓球部…山辺（単独）クラブへ　女子ソフトテニス部…地域クラブへ　吹奏楽部…松本 SKY ウィンドオーケストラ等
他、複数校合同チーム（軟式野球市内５チーム）